

## 和泉市コミュニティバス「めぐ〜る」車内広告事業要綱

### (目的)

第1条 和泉市コミュニティバス「めぐ〜る」車内広告事業は、バス運行経費の効率化と市民情報サービスの向上を図ることを目的とする。

### (広告内容の範囲)

第2条 車内広告の内容について、次のいずれかに該当するものは、掲出できない。

- (1) 法令、規則及び公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 不快な印象を与えるもの
- (3) 独善的なもの又は他人、物件を非難するもの
- (4) 虚偽又は誇大な表現で市民の便益を害するもの
- (5) 投機心、射幸心をそそるもの及びそれに類する特定商品の広告
- (6) 広告の意図及び内容が定かでないもの
- (7) 政治、宗教に関する主義主張、勧誘、批判等をするもの
- (8) 個人の氏名や人格広告を目的としたもの
- (9) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）上好ましくないとと思われるもの
- (10) その他市長が適当でないと認めるもの

### (広告の条件)

第3条 車内広告の条件及び掲出の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 広告の場所は、(別紙1)の「車内広告レイアウト図」のとおりとする。
- (2) 広告の規格は、(別紙1)の「ポスターサイズ及び用紙基準」のとおりとする。
- (3) 広告の料金は、(別紙2)の「料金表」のとおりとする。掲出期間については、半年又は1年単位の申込も可能とし、この場合における広告料金は、同表に基づく1か月当りの額に掲出月数を乗じて算出するものとする。
- (4) 広告の申込は、和泉市交通担当課において(別紙3)の「めぐ〜る車内広告申込書」を提出することにより行う。
- (5) 広告の申込については、随時受け付けるものとする。
- (6) 広告料の支払いについては、申込時に前払いするものとする。
- (7) 広告の内容については、事前に本市の検査を受けなければならない。
- (8) その他要綱に定めのない事項については、本市と誠意をもって協議するものとする。

### 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

### 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

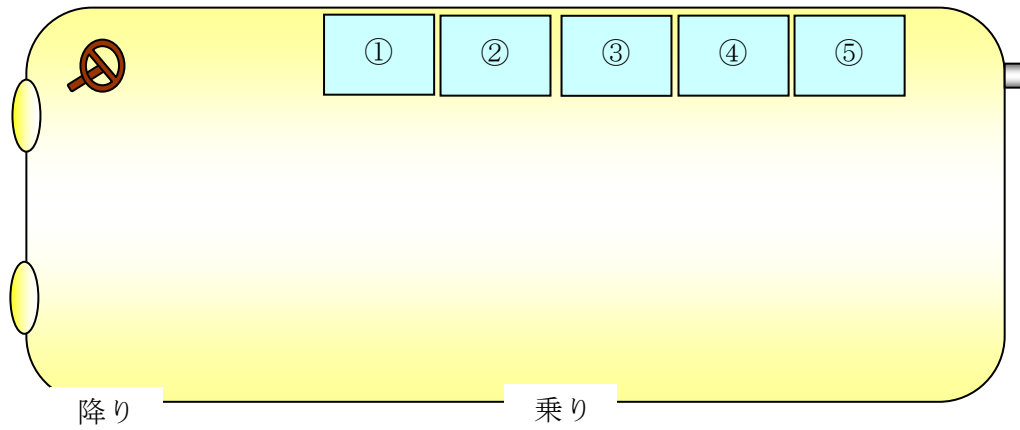
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則

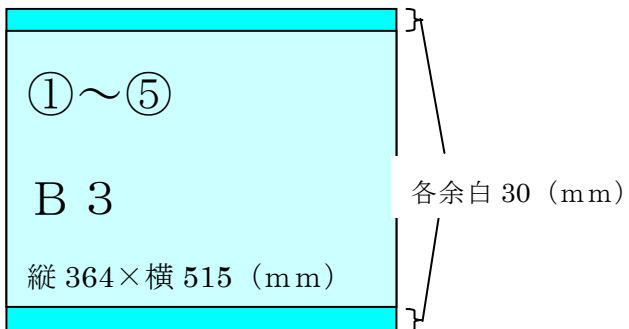
この訓令は、令達の日から施行する。

車内広告レイアウト図

(別紙1)



車内広告レイアウト図



ポスター用紙基準：

コート紙

(厚み 0.45mm±0.05、重さ 370 g ±10/m<sup>2</sup>)

料 金
-----

レイアウト番号	掲出期間	掲出単位	広告料金 (税込)
①	1ヶ月	5車両各1枚	14,000円
②			
③			
④			
⑤	1ヶ月	5車両各1枚	7,000円

年 月 日

和泉市長

あて

(申請者) 住 所

会 社 名

代表者名

印

連 絡 先

### めぐ～る車内広告申込書

下記のとおり車内広告の掲出をお願いします。

レイアウト番号	
掲 出 期 間	年 月 日から 年 月 日
広 告 料 金	円 (税込)
広 告 の 内 容 (業種、目的他、 出来るだけ詳細 に記載してくだ さい。)	
備 考	